

# 大正区まちづくりビジョン策定支援等業務委託募集要項

## (公募型プロポーザル)

### 1 案件名称

大正区まちづくりビジョン策定支援等業務委託

### 2 業務内容に関する事項

#### (1) 業務目的と概要

大正区では、区のめざすべき将来像や施策展開の方向性を明らかにするため、「大正区将来ビジョン2029」（計画期間：2026年度～2029年度）を策定し、目標の実現に向けて各種施策を推進している。

大正区ではこれまで、まちづくりにおいて、区北部（大正駅周辺）に偏っている賑わいエリアを、区の中部や南部へ展開していくことが重要と考え、区の中心部にある千島公園や昭和山で様々なイベントを実施するなど、地域活性化につながる活動を推進してきた。

少しずつ賑わいが広がりつつあるものの、今後も大幅な人口増は見込めず、将来を見据えてまちづくりを進めるためには、中長期的な視点でまちの将来像を定め、その具体化に向けた施策・事業を戦略的に展開していく必要がある。

そのため、将来ビジョンの別冊として、概ね20～30年先の大正区のまちの姿を見据えた、今後のまちづくりの方向性示す「大正区まちづくりビジョン（以下「まちづくりビジョン」という。）」を策定し、区全体のエリア価値の向上や地域特性を踏まえた魅力創出の促進をめざす。また、本ビジョンの推進にあたっては空き家・空き店舗、公共空間など既にある資源を活かし、地域や事業者と一緒に、できることから少しずつ取り組みを積み重ねていく「エリアリノベーション」を基本的な進め方とする。こうした取組を通じて、「行ってみたい」、「住んでみたい」、「関わってみたい」と思えるきっかけを増やし、賑わいの広がりや、まちの魅力・価値の向上につなげていく。

本業務は、「まちづくりビジョン」の策定にあたって、上記目的を踏まえて大正区の現状と課題等を整理・分析し、めざすべきまちの将来像やまちづくりの取組の方向性等について具体的な検討を行ったうえでビジョンとして取りまとめるとともに、関連する情報の収集・整理、資料作成、提案等の業務を行うものである。

#### (2) 業務内容

具体的内容については別紙1「大正区まちづくりビジョン策定支援等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

#### (3) 契約上限額

金6,152,666円（消費税及び地方消費税を含む）

#### (4) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

#### (5) 履行場所

本市指定場所

#### (6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は

契約金額以外の費用を負担しない。

### 3 契約に関する事項

#### (1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は企画提案書をもとに、発注者と協議のうえ決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合や、各種法令違反等により社会通念上契約の相手方として不相当であると認められる場合は、契約を締結しないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

#### (2) 委託料の支払

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

#### (3) 契約条項

別紙2「業務委託契約書」参照

#### (4) 契約保証金

契約保証金 大阪市契約規則第37条第1項第1号または第3号に該当するときは免除。

保証人 不要

#### (5) 再委託について

ア 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、ウに規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又はコンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力

団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。

4-1 応募資格、必要な資格、許認可等

参加申込のできる者は、次の各号に定める資格を全て満たす法人とし、個人での参加申込はできない。

複数の法人によって構成される共同体（以下「共同体」という。）により参加申込する場合は「4-2 共同体に関する条件」を参照すること。

ただし、単独もしくは共同体を構成する法人として参加申込する法人は、他の共同体の構成員となり参加申込する等、重複した形で本プロポーザルに参加申込することはできない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 直近1ヵ年において、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (3) 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (5) 参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (7) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (8) 次の大阪市入札参加有資格者名簿の承認種目の入札条件いずれかを有していること。
  - ①令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿（物品供給等・業務委託）に承認種目「13 その他代行（大分類） 17 各種施策研究・調査（中分類） 01 各種施策研究・調査（小分類）」で登録していること。
  - ②令和8・9・10年度大阪市入札参加有資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）に承認種目「500 建設コンサルタント（業務種別） 511 都市計画及び地方計画（登録部門）」で登録していること。
- (9) 適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。

4-2 共同体に関する条件

2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記（1）から（9）の条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、次の要件も満たさなければならない。

- (1) 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とする

こと。

- (2) 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
- (3) 代表者とならない構成員にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
- (4) 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
- (5) 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。
- (6) 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

## 5 スケジュール

公募開始	令和8年4月8日(水)
質問受付締切	令和8年4月14日(火)
質問に対する回答	令和8年4月16日(木)
参加申請関係書類の提出期限	令和8年4月21日(火)
参加資格決定通知	令和8年4月24日(金)
企画提案書の提出期限	令和8年5月19日(火)
プレゼンテーション・選定会議	令和8年6月2日(火)
選定結果通知発送	令和8年6月3日(水)
契約締結・事業開始	令和8年6月10日(水)
事業完了	令和9年3月31日(水)

## 6 応募手続きに関する事項

### (1) 質問の受付・回答

#### ア 受付期間

公募開始時から令和8年4月14日(火)17時30分まで(必着)

#### イ 提出方法

「質問書」(様式1)を下記9の提出先まで提出すること。持参、Eメール、FAXによる提出を可とするが、Eメール、FAX送付後は必ず電話で受信の確認を行うこと。電話確認を行わなかった場合は、質問に回答できないことがある。

※Eメールによる提出の場合は、「件名」に「質問：大正区まちづくりビジョン策定支援等業務委託」と明記すること。

※電話や口頭での質問は受け付けない。

#### ウ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和8年4月16日(木)(予定)に大正区ホームページに掲載する。

### (2) 参加申請書類の提出及び参加資格審査結果通知

#### ア 提出書類

#### 【単独法人等】

- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書（様式2-1）
- (イ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式4）
- (ウ) 使用印鑑届（様式5）
- (エ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】
- (オ) 事業概要（パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの）
- (カ) 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約  
【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (キ) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】  
※固定資産税・都市計画税については、課税対象となる固定資産を所有していない場合は提出不要
- (ク) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (ケ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）  
※（キ）及び（ク）は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。ただし、市町村民税、消費税及び地方消費税については、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）を提出すること。  
※（ウ）～（ケ）は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式2-1に承認番号を記載すること）。
- (コ) 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料（様式自由）

#### 【共同事業体】

- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書（様式2-2）
- (イ) 共同事業体届出書兼委任状（様式3）
- (ウ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式4）
- (エ) 使用印鑑届（様式5）※代表構成員のみ
- (オ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】※代表構成員のみ
- (カ) 事業概要（パンフレット等事業者の業務内容が分かるもの）
- (キ) 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (ク) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】  
※固定資産税・都市計画税については、課税対象となる固定資産を所有していない場合は提出不要
- (ケ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (コ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）  
※（ウ）及び（カ）～（コ）は、構成員となる全ての事業者について提出すること。

※ (ク) 及び (ケ) は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。ただし、市町村  
民税、消費税及び地方消費税については、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されな  
い等の場合は、その旨を記載した理由書(様式自由)を提出すること。

※ (エ) ~ (コ) は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者に  
ついては省略できるものとする(様式3に承認番号を記載すること)。

(サ) 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料(様式自由)

(シ) 共同事業体協定書(写し)

イ 提出期限

令和8年4月21日(火)17時30分まで(必着)

ウ 提出方法

提出期限までに下記9の提出先まで提出すること。持参のほか郵送等での提出も可とする  
が、郵送等の場合は、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

結果通知書送付用に110円分の切手を貼付け、宛先に応募者の住所・氏名を記載した長形3  
号封筒1通を合わせて提出すること。

エ 参加資格審査結果通知

全ての参加申請者に対し、令和8年4月24日(金)(予定)付けで通知書を発送する。

(3) 企画提案書類の提出

ア 提出書類

(ア) 公募型プロポーザル企画提案書(様式6-1(単独法人等用)又は6-2(共同事業体  
用))

(イ) 提案書

提案書の必須記載項目は次のとおりとする。

- ・本業務に対する考え方、実施方針、提案のセールスポイント
- ・各業務の実施内容・方法、手法、スケジュール等

※ 様式は自由。用紙の向きは縦又は横のいずれかで統一すること。図等の使用も可とす  
る。

(ウ) 業務実施体制表(様式7-1)

・受注者として選定された場合に業務に携わる管理責任者1名と予定スタッフ全員につ  
いて記入すること。

(エ) 業務責任者及び担当スタッフの経歴・従事業務調書(様式7-2)

・業務実施体制表(様式7-1)に記載した管理責任者1名と予定スタッフ全員について、  
1ページに1名ずつ記入すること。

(オ) 業務実績調書(様式8)自治体での実績以外(民間での実施)を含む

※ただし、実績がない場合は提出不要。

(カ) 提案見積及び積算根拠(様式9)

上限は、2(3)契約上限額に記載の額とする。

イ 提案書等の枚数

(ア) ア 提出書類における(イ)提案書については、7 選定に関する事項(2)選定基準・

方法の評価項目「イ 業務実施計画」についてA4サイズで2ページ以内、「ウ 業務内容」についてA4サイズで15ページ以内の内容とする。サンプル等の参考資料も上記枚数に含むが、表紙や目次は含まない。

(イ) ア 提出書類における(カ)提案見積及び積算根拠(様式9)の算定根拠資料はA4サイズで2ページ以内の内容とする。

#### ウ 提出部数

正本(上記6(3)ア(ア)～(カ)) : 1部(記名したもの)

副本(上記6(3)ア(ア)～(カ)) : 7部

※副本には記名せず、事業者を特定できる箇所(事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等)にはマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」や「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けること。

#### エ 提出期限

上記6(2)エの参加資格審査結果通知(合格)を受け取った日から令和8年5月19日(火)17時30分まで(必着)

#### オ 提出方法

提出期限までに下記9の提出先まで提出すること。持参のほか郵送等での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

結果通知書送付用に110円分の切手を貼付け、宛先に応募者の住所・氏名を記載した長形3号封筒1通を合わせて提出すること。

## 7 選定に関する事項

企画提案の審査については、専門的知識・経験を有する者から意見を徴する選定会議を開催し、次の評価項目についての意見を聴取のうえ、発注者が受託候補者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

なお、選定会議のメンバーについては、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験を有する外部の者で構成する。

### (1) プレゼンテーション審査

#### ア 実施日時

令和8年6月2日(火)10時から

※詳細は、上記6(2)エの参加資格審査結果通知に記載する。

#### イ 実施場所

大阪市大正区千島2丁目7番95号 大正区役所5階 502会議室

#### ウ 内容・方法等

・上記6(3)アの提出書類を使用し、企画提案(実施方針等)について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。

・1者あたり20～30分程度(うち説明約15分以内、質疑応答含む。)とし、参加者は1者あたり3名以内とする。

・実施日時、実施場所、説明時間等について、変更する場合がある。

※プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

(2) 選定基準・方法

評価項目		配点	標準点	評価の参考とする資料
ア 業務実施体制	・ 予定スタッフの動員計画、実施体制 各業務に必要な専門性を有する適切な人員が配置され、適切に業務を遂行できる体制となっているか。	5点	3点	業務実施体制表 (様式7-1) 業務責任者及び担当スタッフの経歴・従事 業務調書 (様式7-2) 業務実績調書 (様式8)
	・ 同種又は類似業務の実績内容 過去の類似又は関連業務の実績が、本業務の実施に十分に資する(効果が期待できる)内容となっているか。	10点	6点	
イ 業務実施計画	・ 業務フロー、工程計画の実現性 効率的かつ効果的な業務手順(工程・スケジュール)が明確に提案され、実現可能な内容となっているか。	10点	6点	提案書
ウ 業務内容	・ 業務目的及び業務内容の理解度 本業務の課題認識、目的理解、着眼点等が適切であるか。 「エリアリノベーション」の理念を踏まえた効果的な提案になっているか。	10点	6点	
	・ 大正区の現状の理解 大正区の特徴や現状を十分に踏まえた提案となっているか。	15点	9点	
	・ 課題解決に向けた将来イメージ 課題から将来像につなぐ考え方が具体的で、効果が期待できるか。	25点	15点	
	・ 将来イメージの実現性 提案内容が実行可能であり、実現に向けた道筋が具体的に示されているか。	20点	12点	
エ 費用積算根拠の妥当性	・ 費用積算根拠の妥当性 提案内容に見合った妥当な経費積算となっているか。	5点	3点	提案見積及び積算根拠(様式9)
合計(メンバー一人あたり)		100点	60点	

## ア 選定の方法

(ア) 上記の選定基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーション内容について、選定会議の意見を聴取したうえで評価を実施し、全メンバーの合計点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。

(イ) 全メンバーの合計点が最も高い提案者が2者以上（同点）の場合

- A) 評価点のうち、「ウ 業務内容」の合計点が高い者を受託候補者とする。
- B) 上記 A) の合計点と同じ場合は、評価点のうち、「ア 業務実施体制」の合計点が高い者を受託候補者とする。
- C) 上記 B) における得点と同じ場合は、選定会議メンバーから意見を聞き、順位を決定する。

## イ 選定にかかる留意

各項目の平均評価点が標準点に満たない場合は、受託候補者として選定しない。

## (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと。
- イ 同一参加者が複数の提案を行うこと。
- ウ 会議メンバーに対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- エ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- オ 受託候補者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- カ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合
  - (ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
  - (イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
  - (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ケ プレゼンテーション審査を欠席すること。
- コ 提案見積書に記載の額が、2（3）の契約上限額を超えているもの。

## (4) 選定結果の通知及び公表

全ての参加者に対し、令和8年6月3日（水）（予定）付けで通知書を発送するとともに、大正区ホームページに掲載する。

## 8 その他

- (1) 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

- (3) すべての提出書類は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、審査・受託候補者選定用以外に参加者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (5) 期限後の書類の提出、差替え等は認めない。ただし、発注者より指示があった場合はこの限りではない。
- (6) 本プロポーザルは受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務においては、発注者と協議を行い策定する仕様にに基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- (7) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (8) 受託候補者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。

## 9 提出先、問合せ先

担当：大阪市大正区役所総務課（庶務グループ）

住所：〒551 - 8501

大阪市大正区千島2丁目7番95号 大正区役所 5階50番窓口

電話：06-4394-9975

F A X：06-6553-1981

Eメール：[th0001@city.osaka.lg.jp](mailto:th0001@city.osaka.lg.jp)

受付については、9時から17時30分までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の12時15分から13時までを除く。